

6月3日から申請受付開始

家具転倒防止器具等の申請受付開始

問 防災課、高齢者支援課、障がい者福祉課

対象世帯 市内に住所を有する世帯で、次のいずれかに該当する世帯。

※同様の事業により、すでに支給を受けたことのある世帯は除く。

・次の対象地域に住所を有する世帯

駒木町2・3丁目	吹上	谷野	和田町	東青梅	河辺町
長淵1～5・8・9丁目	野上町	木野下	富岡	師岡町	藤橋
友田町	大門	今寺	小曾木1・2・4・5丁目	新町	今井
千ヶ瀬町1～3丁目	塩船	畑中3丁目	成木1・2丁目	末広町	

・満65歳以上の方のみの世帯

・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯

※要件に該当する方が医療機関に入院または施設等に入所している場合は、対象とならないことがあります。

支給器具等

右表の支給器具一覧から合計150ポイント以内で選んでください。

持ち物 身体障害者手帳等（お持ちの方のみ）

その他 ・先着順で受け付けを行い、予定数量になり次第終了します。

・支給を決定した世帯には、委託業者が取付けに伺います。

申し込み

12月27日（郵送の場合は12月31日消印有効）までに申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、直接または郵送〒198-8701で防災課へ



器具名	ポイント
突っ張り棒（2本1組）〈茶、アイボリー〉 家具から天井までの高さ80～110cm	65
突っ張り棒（2本1組）〈茶、アイボリー〉 家具から天井までの高さ50～80cm	60
突っ張り棒（2本1組）〈茶、アイボリー〉 家具から天井までの高さ35～50cm	60
突っ張り棒（2本1組）〈茶、アイボリー〉 家具から天井までの高さ25～35cm	60
家具転倒防止器具（2個1組）	30
突っ張り棒補強あて板（2枚1組）	30
冷蔵庫ストッパー（2本1組）	30
薄型テレビ用耐震シート（6枚入）	25
キャビネット・ロッカー連結用（4枚入）	25
家具転倒防止板（2本入）	20
家具転倒防止具（大2個、小2個入）	15
扉開放防止金具（2組入）	15
ベルト式耐震金具（2本1組）	15

備考

- ・器具によっては、取り付けの際に家具や壁面等に穴を開けることがあります。
- ・賃貸住宅等の方は、家主、住宅管理者の承諾を得て、申請してください。
- ・壁、天井、床、家具類に対する補強工事等はいりません。

大切な住宅を地震から守りましょう

木造住宅耐震化補助

問 住宅課住宅政策係

補助対象

昭和56年5月以前に建築された、所有者がみずから居住する戸建て木造住宅（軸組工法2階建て以下）

補助率 経費の2分の1以内

限度額 耐震診断…上限9万円

耐震改修…上限100万円

※耐震改修を行うと、状況に応じて所得税の特別控除と固定資産税の減額措置を受けることができます。

※補助を受ける場合は、契約前に申請と交付決定が必要となります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



耐震診断



耐震改修

カシノナガキクイムシ捕獲調査

近年、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、コナラ等が集団的に枯損するナラ枯れが発生しており、青梅の森特別緑地保全地区でも被害が拡大しています。

今年度、捕獲用トラップの設置範囲を拡大することから、青梅の森の保全に協力可能な方を募集します。

活動日時 毎週月曜日 午前10時～正午
※参加日程は別途調整

活動期間 6月～11月

調査場所

青梅の森アカマツ広場周辺（四小口から約400m）※現地集合・現地解散

その他 交通費は自己負担

申し込み

電話で公園緑地課みどり推進係へ



下水道使用料の減免

対象 身体障害者手帳等の所持者がいる、同一世帯の構成員全員が市民税非課税で、等級が次のいずれかに該当する世帯

・身体障害者手帳1・2級

・愛の手帳1・2度

・精神障害者保健福祉手帳1級

対象期間 令和5年1～12月分

減免内容 1か月につき汚水排出量8㎡に相当する額を還付します。

申し込み

6月28日までに各種手帳、領収書を持参のうえ、申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し直接下水道課総務経営係（市役所6階）へ

※他の制度によりすでに減免を受けている世帯は除く

※令和5年度に減免を受けた世帯は申請不要

ボランティアスタッフも募集！

「サンデーフリマ」出店者募集

問 フリマ実行委員会

✉fleamarket.ome@gmail.com

市東青梅市民センター☎24-8110

日時 6月23日（日）

午前10時～午後3時※雨天中止

会場 市役所仮設駐車場

募集区画 80区画

※1区画6.5m×2.5m

※募集区画に達し次第、申し込み終了

出店料 2,000円

※市自治会連合会「すまいるカード」提示で1,000円

その他 生物、食品、薬品、たばこ等実行委員会が不適切と判断したものは出品不可

申し込み

6月20日までに2次元コードまたは電話で東青梅市民センターへ



基準値を下回っています

西多摩衛生組合
ダイオキシン類測定結果

問 西多摩衛生組合☎042-554-2409

★環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果

令和5年度に環境センターの各炉煙突排ガス採取口で測定した結果、測定値が0.00075～0.023ng-TEQ/㎡Nでした。公害防止協定期制値は、0.05であり、基準値を下回っています。

★環境センター周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果

5年6月22日の正午～23日の正午、12月11日の正午～12日の正午に羽村市、瑞穂町の各採取場所で測定した結果、0.0099～0.017pg-TEQ/㎡でした。環境基準値は0.6であり、基準値を下回っています。



樹木の枝や物が道路にはみ出していないですか？

問 都道…西多摩建設事務所管理課監察担当 ☎22-7216

市道…市管理課施設管理係

樹木の枝葉が伸びて道路にはみ出すと、通行の妨げや見通しの悪化、街路灯・信号機等の妨げとなり、交通事故の原因となるおそれがあります。

また、道路上にプランターや車乗り入れのための段差解消ブロック等の物を置くことは禁止されています。歩行者や自転車、バイク等の転倒事故を引き起こすおそれがあり、所有者に損害賠償責任が及ぶ場合があります。

交通事故を未然に防止し、道路を安全かつ快適に利用することができるよう、樹木の伐採や定期的なせん定、道路上にある物の撤去のご協力をお願いします。